

風水害時における区内公共施設の対応について

1 検討の経緯

令和元年10月に発生した台風第19号への対応において、区内公共施設の臨時休館等の検討・決定にあたり、時機や取りまとめ方法について課題が残った。

このことを踏まえ、今般、風水害時における区内公共施設の対応について、以下のとおり整理した。

2 風水害時における区内公共施設の対応について

区災害対策本部において、臨時休館等の対応を決定する。

なお、施設を開設しなければならない特段の事情がある場合については、施設所管部よりその旨の報告を受けたうえで、可否を判断するものとする。

3. 臨時休館等決定の時機

風水害の要因となる台風・大型低気圧の気象情報（降雨予測等）や荒川の水位情報、公共交通機関の計画運休情報や貸出施設の利用中止の周知等を勘案し、遅くとも台風・大型低気圧最接近日の2日前を目安として決定する。

<想定されるタイムライン>

台風・大型低気圧最接近日 3日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報・水位予測・公共交通機関運行状況等の情報収集 ○庁内にて施設所管部局による調整・協議
2日前	<ul style="list-style-type: none"> ○区災害対策本部設置 ○区内公共施設臨時休館等決定
1日前	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時休館等準備 ○自主避難施設・拠点避難所開設準備
当日	<ul style="list-style-type: none"> ○区内公共施設臨時休館 ○自主避難施設・拠点避難所開設

※令和元年の台風第19号の際のタイムラインを基に想定しており、台風・大型低気圧最接近となる時間帯や気象状況により、対応が前後することがある。